|  |
| --- |
| の工事中の消防計画  　　年　　月　　日作成  第１　工事計画及び施工  １　工事概要            ２　工事日程表        ３　工事範囲  ４　機能に支障を生じる消防用設備等・特殊消防用設備等  ①　有　・　無　　　別　紙  ５　機能に支障を生じる避難施設等   1. 有　・　無　　　別　紙   ６　火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）等の使用等  　　①　有　・　無　　　別　紙  ７　危険物等を取扱う作業等  　　①　有　・　無　　　別　紙  ８　連絡先  　　②    ９　緊急連絡先  　　③  **１０**　その他  　　④ |

|  |
| --- |
| 第２　工事中の防火管理体制  １　出火防止対策  　(1)　日常の火災予防  　　ア　⑤　　　　　　　　　　　　　　　　を別表１「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。  　　イ　⑥　　　　　　　は、別表２「日常の自主検査チェック表」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について毎日自主検査を実施する。  　　ウ　⑥　　　　　　　は、自主検査の結果、異常が認められたときは、⑦　　　　　　　に報告し、指示を受けて対処する。  　　エ　その他  　　　⑧  　(2)　放火防止対策  　　ア　建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材又は梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は、整理整頓し難燃性シート等で覆い保管する。  　　イ　⑨　　　　　　　　　は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。  　　ウ　工事関係者以外の者の工事部分等への立入りは禁止とし、⑩　　　　　　　　　　　　が、工事部分等への出入りをチェックする。  　　エ　その他  　　　⑪  　(3)　喫煙管理  　　ア　喫煙をする場合は、　　　　　　　　　　　　　　　の喫煙場所で行う。  　　　　なお、喫煙場所には、その旨を掲示する。  　　イ　　　　　　　は、毎日作業終了後に吸い殻を集め、指定された不燃性容器に入れて処理を行う。  　　ウ　その他 |

|  |
| --- |
| (4)　延焼拡大防止  　　ア　　　　　　　　　　　　　の周囲には、延焼媒体となる可燃物や開閉障害となる物品を、放置しない。  　　イ　工事中は、作業のため必要がある場合を除き、　　　　　　　　　　　　は努めて閉鎖する。  　　ウ　防火戸、防火シャッターは、作業終了後努めて閉鎖する。  　　エ　その他    ２　相互連絡体制等  　(1) 　⑫　　　　　　　は、火災予防上必要な事項について、随時、工事施工責任者等に指導、監督を行う。  　(2) 　⑫　　　　　　　は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。  　(3)　工事施工責任者は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持込み・使用の事前報告を⑫　　　　　　　に行う。  　(4)　工事部分内又は使用している部分から火災が発生した場合は、相互連絡体制を図る。  　(5)　その他    ３　地震対策  　(1)　日常の地震対策  　　ア　地震対策を実施する責任者は、⑬　　　　　　　　　とする。  　　イ　建築物の倒壊、施設物の転倒・落下・移動防止及び火気使用設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。  　　　(ｱ)　工事用資機材等の転倒・移動防止措置  　　　(ｲ)　工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置 |

|  |
| --- |
| (ｳ)　その他  ⑭  　　ウ　その他    　(2)　地震後の安全措置  　　ア　工事関係者は、地震が起きたら直ちに直近の火気使用設備器具の元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、⑮　　　　　　　はその状況を確認する。  　　イ　地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。  　　ウ　各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。  　　エ　⑯　　　　　　　　　は、地震動終了後、工事部分等を点検、確認し、被害状況を　　　　　　　に報告する。  　　オ　その他    　(3)　警戒宣言、津波警報等が発せられた場合の対応措置  　　　全ての作業を中止し、自衛消防隊を活用して、次の事項について被害防止措置を実施する。  　　ア　警戒宣言、津波警報等が発せられた旨の全工事人への周知徹底    　　エ　その他 |

|  |
| --- |
| ４　自衛消防隊の編成等  ⑰(1)　この隊編成表は、　　　　　　　　　　　　　の見やすいところに掲示する。  　(2)　各係及び係員の指定は、工事現場の規模、工事人の数に応じて具体的に任務分担し、自衛消防活動については、工事人に配付する「防火管理マニュアル」により周知徹底する。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ５　消防機関との連絡  　(1)　届出事項　⑱ | | | |
|  | 種　　　別 | 届　出　等　の　時　期 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| (2)　連絡事項 | | | |
|  |  |  |  |
| ６　避難経路  　(1)　工事部分等における避難経路図を作成し、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に掲示する。  　(2)　避難経路には、資材等の物品が置かれないよう確保する。  　(3)　その他    ７　防火区画  　(1)　防火区画については、別添え図面のとおり。  　(2)　⑲　　　　　　　　　は、防火区画に異常がないかどうかを自主検査チェック表に基づき確認し、破損等を発見した場合は、直ちに改修する。  　(3)　その他  　　⑳ | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第３　工事期間中の工事人への教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知  １　防災教育  　(1)　防災教育の実施時期等  　　　防災教育対象者・実施時期・実施回数・実施責任者　10 | | | | | | | | | |
|  |  | | 実施責任者 | | |  |  |  |  |
| 対象者 | | 実施時期 | 実施回数 |  |
|  | |  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
|  | |  |  | |  |  |  |
|  |  | |  |  |  |
| (2)　防災教育の内容　10 | | | | | | | | | |
|  | 対象者 | 実施内容 | | | | | | |  |
|  | １　工事中の消防計画について | | | | | | |
| ２　遵守事項の徹底について | | | | | | |
| (1)　火気管理、喫煙管理 | | | | | | |
| (2)　避難施設等の維持管理 | | | | | | |
| (3)　危険物品等の管理 | | | | | | |
| ３　災害発生時の対応要領について | | | | | | |
|  | | | | | | |
|  | １　工事中の消防計画について | | | | | | |
| ２　各自の任務分担と責任範囲について | | | | | | |
| ３　日常の火災予防の徹底について | | | | | | |
| ４　自主検査チェック表による自主検査の徹底について | | | | | | |
| ５　災害発生時における工事部分と使用している部分の連絡体制の徹底について | | | | | | |
|  | | | | | | |
| (3)　その他 | | | | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２　訓　練  　(1)　訓練種別及び実施時期等　10 | | | | | |
|  | 訓練種別 | 実施時期又は実施回数 | 参加者 | 訓　　練　　内　　容 |  |
| 消火訓練 |  |  | 消火器の取扱い |
| 通報訓練 |  |  | 119番通報・館内連絡要領 |
| 避難訓練 |  |  | 工事部分の避難経路の確認  避難誘導要領 |
| 総合訓練 |  |  | 工事部分と使用部分の連携活動 |
| (2)　その他    ３　工事中の消防計画の周知  　(1)　防火管理者は、前記の防災教育及び訓練を通して、全従業員、工事人に対して、工事中の消防計画を周知徹底する。  　(2)　全工事人に「防火管理マニュアル」を配付し、消防計画に定める遵守事項について徹底する。  　(3)　その他 | | | | | |